



弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル 36階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F 12-32, Akasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN
TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-0800

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(経済安全保障推進法)について

1. はじめに
2. 本法の制定の経緯
3. 本法の概要
4. 今後の留意点・おわりに

弁護士 飯田 悠

1. はじめに

2022年5月11日、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「本法」といい、条番号等を記載する際は単に「法」と記載します。)が参議院本会議において可決、成立しました。同年7月から8月下旬にかけてパブリックコメントが実施され、9月30日、政府において、経済安全保障推進に関する基本方針等が閣議決定されました¹。

近年、国内外において注目の高まっている経済安全保障の問題に関連して、本稿では、この法律の内容や、対象となる事業者の今後の事業活動における留意点について概観します。

2. 本法の制定の経緯

経済安全保障とは、本法の正式名称から借りるならば、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保」であると定義できるでしょう。

¹ 内閣府「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針」
(https://www.cao.go.jp/keizai_zenzen_hosho/doc/kihonhoushin.pdf)。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2022

2021年10月に発足した岸田内閣は、経済安全保障を最重要課題の一つに位置付け²、経済安全保障担当大臣を設置して関係閣僚から構成する経済安全保障推進会議を立ち上げるとともに、経済安全保障法制に関する有識者会議(以下「有識者会議」といいます。)も設置しました。

このような国内の動向の背景には、これに先立つ国際情勢の急激な変化があります。

アメリカでは、2019年国防授權法によって中国大手通信機器企業の製品が政府調達から排除され、また、2021年のサプライチェーン強化のための大統領令(14017号)やこれに基づく報告書によって、半導体などの分野において政府の積極的な関与によるサプライチェーン強化のための官民協力体制等が提言されています。他方で、2015年に軍民融合を国家戦略として打ち出した中国では、2020年に輸出管理法を制定し、安全保障に関する製品などの輸出管理を強化しています。

有識者会議でも、近年の産業基盤のデジタル化と高度化、新興国の経済成長とグローバル・バリューチェーンの深化、安全保障の裾野拡大の進展によって、各国とも経済安全保障の関連政策を推進・強化してきていることが指摘されています³。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、マスクや医療用機器が供給困難になるなど、これまであまりサプライチェーン上の問題が意識されてこなかった分野においても、実際にその脆弱性が顕在化したことも記憶に新しいところです。

これらの国内外の情勢を受けて、有識者会議は、①重要物資や原材料のサプライチェーンの強靭化、②基幹インフラ機能の安全性・信頼性の確保、③官民で重要技術を育成・支援する枠組み、④特許出願の非公開化による機微な発明の流出防止の4分野に関する枠組みの創設を提言し、この提言に全体的に沿う形で、本法は制定されました⁴。

その後、2022年2月に、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が開始されて以降は、ロシアに対する各種経済制裁や、それへの対抗措置等をめぐって、エネルギーや食糧の安定供給に懸念が生じるなど、世界中の人々が否応なくその影響を受ける事態が生じており、経済安全保障の問題は、今や、誰にとっても身近なものとして認識されるようになっていきます。

3. 本法の概要

経済安全保障には大きく分けて二つの側面があり、一点目は、グローバルな視点でのサプライチェーン(ないしバリューチェーン)の問題、二点目は、情報保護の問題であるということが出来ます。そして、本法は、これらの問題に対し、柱となる以下の4つの制度を創設しました。すなわち、①重要物資の安定的な供給の確保、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、③先端的な重要技術の開発支援、④特許出願の非公開に関する各制度です(法1条)。このうち、①及び③に

² 2020年12月16日付け自由民主党政務調査会新国際秩序創造戦略本部の提言では、経済安全保障は「我が国の独立と生存及び繁栄を経済面から確保すること」と定義され、「戦略的自律性」(=わが国の国民生活及び社会経済活動の維持に不可欠な基盤を強靭化することにより、いかなる状況の下でも他国に過度に依存することなく、国民生活と正常な経済運営というわが国の安全保障の目的を実現すること)の確保と、「戦略的不可欠性」(=わが国の国民生活及び社会経済活動の維持に不可欠な基盤を強靭化することにより、いかなる状況の下でも他国に過度に依存することなく、国民生活と正常な経済運営というわが国の安全保障の目的を実現すること)の維持・強化・獲得、という2つの方針が示されており、その後の提言等でもこの考え方が踏襲されている。

³ 有識者会議「経済安全保障法制に関する有識者会議 第一回資料3」(2021年11月26日 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/dail/siryousei3.pdf>).

⁴ 有識者会議「経済安全保障法制に関する提言」(2022年2月1日) <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/dai4/teigen.pdf>.

については、上記基本方針と併せて、本年 9 月 30 日に、それぞれの基本指針⁵が閣議決定され、政府による支援の対象となるために必要な要件などが取りまとめられました。

(1)重要物資の安定的な供給の確保に関する制度

国民の生存や国民生活・経済活動に甚大な影響のある物質の安定供給を確保するため、民間事業者への公的支援や政府による備蓄等の措置を講じることで、サプライチェーンの強靱化を図ることを目的とした制度です。

所管大臣は、政府が策定した基本方針に従い、国民の生存に必要不可欠な若しくは広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資(プログラムを含むものとされています。)又はその原材料等⁶(以下「物資等」といいます。)について、外部への過度な依存又はそのおそれがある場合において、当該物資等の安定供給確保を図ることが特に必要と認められるときは、政令で当該物資を「特定重要物資」として指定します(法 7 条)。この「特定重要物資」の対象については、政府は 2022 年内にも政令で指定する方針で選定の作業を進めているとのことであり、有識者会議において、半導体、クラウドプログラム、レアアースを含む重要鉱物、蓄電池、液化天然ガス(LNG)、抗菌性物質製剤、肥料等の 11 分野を指定することが了承されました⁷。

民間事業者は、特定重要物資等の供給確保計画を作成し、所管大臣から「認定供給確保事業者」の認定を受けることで、日本政策金融公庫から貸付けを受けた金融機関からの融資や、所管大臣の指定する安定供給確保支援法人からの助成金の交付を受けることが可能になります(法 9 条 1 項、10 条 1 項、13 条 1 項 2 号、31 条 3 項)。

また、金融支援のみでは安定供給確保が困難な場合には、所管大臣は、特定重要物資等について、備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置を講ずるものとされます(法 44 条 6 項)。

本制度は、重要物資そのものだけではなく、その生産に必要な原材料等も対象となっており、さらに、一連の制度の施行に必要な限度において、関連する事業者にも、特定重要物資等の生産・輸入・販売等の状況に関して報告及び資料提出の努力義務が課されるなど(法 48 条 3 項)、非常に広範囲な事業者に対応が求められる可能性があります。

(2)基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度

⁵ 内閣府「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針」

〈https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/kihonshishin1.pdf〉及び、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」

〈https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/kihonshishin3.pdf〉。

⁶ その物資の生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置若しくはプログラムをいいます(以下本項では、特定重要物資とその原材料等を併せて「特定重要物資等」といいます。)。なお、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針では、国は、特定重要物資を指定するに当たっては、国民の生存に必要不可欠な又は広く国民生活・経済活動の用に供される物資を指定することを基本とするが、当該物資の生産に必要な原材料等(原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラム)が多岐にわたり、そのうち特定のものについて安定供給確保を図る必要がある場合には、当該原材料等を特定重要物資として指定することも妨げない、とされています。

⁷ 有識者会議「経済安全保障法制に関する有識者会議 サプライチェーン強靱化に関する検討会合 第一回(10/18)資料(特定重要物資の指定に向けて)」(2022 年 11 月 16 日)

〈https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r4_dai4/siryoushi.pdf〉。また、早くも令和 4 年度第 2 次補正予算案において、重要物資サプライチェーン強靱化支援事業に対し 9582 億円の予算が計上されています。経済産業省「経済産業省関係令和 4 年度補正予算案のポイント」(2022 年 11 月 8 日)

〈https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2022/hosei/pdf/hosei2_yosan_point.pdf〉。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2022

基幹インフラ内の重要設備に対する国外からの妨害行為によって、国民の安全が損なわれる事態を防止するため、重要設備の導入及び維持管理の委託等に関して、事前届出・審査が必要となります。

対象となるのは、以下の要件に該当する事業者であり、これが「特定社会基盤事業者」に指定されます(法 50 条 1 項本文)。

- | |
|--|
| <p>① 特定の基幹インフラ事業(法 50 条 1 項各号)を行う者
=電気、ガス、石油、水道、鉄道、貨物自動車運送、外航貨物、航空、空港、電気通信、放送、郵便、金融、クレジットカードの 14 事業</p> <p>② ①のうち、国外からの妨害行為の手段として使用されるおそれのある一定の重要設備(=「特定重要設備」)の機能が停止・低下した場合に、役務の安定的な提供に支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きいもの</p> |
|--|

特定社会基盤事業者は、特定重要設備⁸を導入し、又は一定の維持管理等の委託を行う場合には、事前に計画書を届け出て、所管大臣の審査を受ける必要があります(法 52 条 1 項)。所管大臣は、届け出られた特定重要設備が妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいと認める場合は、是正勧告を行うことができ、勧告を受けた特定社会基盤事業者は、10 日以内に応諾するか否かの通知をしなければなりません(法 52 条 6 項、7 項)。特定社会基盤事業者が正当な理由なく勧告を応諾しないときは、所管大臣は導入等の中止を命じることができます(法 52 条 10 項)。この中止命令に応じない場合には、罰則も規定されています(法 92 条 1 項 4 号)。

(3)先端的な重要技術の開発支援に関する制度

科学技術・イノベーションが国家間の覇権争いの中核となり、各国において官民協力によりハイリスク研究を推進するスキームの導入が進んでいる現状を受けて⁹、先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、国による資金支援や、官民パートナーシップの設置、調査研究業務の委託(シンクタンク)の措置が講じられます。

制度の対象となる「特定重要技術」とは、将来の国民生活・経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、以下のいずれかの類型に該当するものとして定義されており¹⁰(法 61 条。ある技術が複数の類型に同時に該当することもあり得るとされています。)、バイオ技術、AI(人工知能・機械学習)技術、量子情報科学、宇宙関連技術、海洋関連技術等の分野が想定されています¹¹。

⁸ 特定社会基盤事業の用に供される設備、機器、装置又はプログラムのうち、特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものをいいます(法 50 条 1 項柱書)。

⁹ 前掲注(4)31 頁。

¹⁰ 「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」6 頁より引用<https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/kihonshishin3.pdf>。

¹¹ 前掲注(10)6 頁。

- 【類型 1】当該技術が外部に不当に利用された場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの
- 【類型 2】当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの
- 【類型 3】当該技術を用いた物資又は役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの

内閣総理大臣は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(科技イノベ活性化法)に基づく基金のうち、特定重要技術の研究開発の促進等を目的とするものを指定基金として指定することができます(法 63 条 1 項)。国は、国の資金により行われる特定重要技術の研究開発に関して、研究代表者の同意を得て、情報の収集・分析等について協議を行う官民の協議会を組織し(法 62 条 1 項、4 項)、また、特定重要技術の研究開発の促進等に必要な調査研究を、一定の能力を有する機関に委託することも可能です(法 64 条 2 項)。

(4)特許出願の非公開に関する制度

安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするために、出願公開及び特許査定後の留保や発明の実施の不許可等により損失を受けた者への補償の措置が導入されます。

特許出願の公開により、外部からの妨害行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい類型の技術分野(=「特定技術分野」)に属する発明は¹²、保全審査に付され(法 66 条 1 項)、さらに、保全審査の結果、外部からの妨害行為によって安全を損なう事態を生ずるおそれの程度及び発明を非公開にすることにより産業の発達に及ぼす影響等を考慮し、当該発明に係る情報の保全をすることが適当と認められるときは、保全指定が行われます(法 70 条 1 項)。

保全指定がなされた場合、出願人による特許出願の取下げの制限、許可を受けていない者による当該発明の実施の制限、外国出願の禁止などの制限が生じ(法 72 条 1 項、73 条 1 項、78 条 1 項)、他方で、保全指定を受けたことにより損失を受けた者は、通常生ずべき損失の補償を受けることができます(法 80 条 1 項)。保全指定の期間は 1 年以内ですが、継続の必要があるときは、期間の延長も認められています(法 70 条 2 項、3 項)。

4. 今後の留意点・おわりに

本法で規定された上記の各制度は、公布の日より 9 か月から 2 年以内の間にかけて、順次施行されます(法附則 1 条)。本法の対象となり得る事業者は、今後、各制度の適用の有無などの専門的・技術的事項に関する判断や、認定供給確保事業者の認定や特許出願に関する高度な経営判断等について対応を迫られる可能性があります。

ロシアによるウクライナ侵攻の長期化など、経済安全保障を巡る動向は今後も刻々と変化していくことが予想されます。本法については、有識者会議の提言においても、技術の進展や情勢の変化に応じた迅速な対応や仕組みの見直しの必要性が再三強調されており¹³、多くの事項が政省令に委任されていることもあって、実務上の留意点としては、施行時点においてどのような物

¹² 有識者会議の提言では、核兵器の開発につながる技術及び武器のみに用いられるシングルユース技術のうち、安全保障上きわめて機微な発明を基本として対象とすべき旨述べられています。前掲注(4)47 頁。

¹³ 前掲注(4)54 頁等。

資・技術等が具体的に規制の対象とされるかという点に加えて、規制が更に拡大していく可能性も考慮に入れて対応を検討しておくことも求められます。

また、本法は、広い範囲の事業ないし事業者に対し影響を及ぼすことが予想され、各事業者は、自社に対する各制度の適用の有無だけではなく、取引先等の関係者への適用による影響も視野に入れて対応していくことが必要となるでしょう。

加えて、経済安全保障に関する規制は、本法の施行で完結するものではありません。本法成立後の2022年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」(骨太の方針)では、外国為替及び外国貿易法(外為法)上の投資審査について、情報収集・分析・モニタリング等を強化し、指定業種の在り方に関しても検討を行うとともに、新たな安全保障貿易管理の枠組みについて検討を行っていくことにも言及されています¹⁴。また、本法では導入が見送られたセキュリティ・クリアランス制度¹⁵についても、本法案に対する国会の附帯決議において検討の対象として盛り込まれ¹⁶、法整備が今後進められる可能性があります。

各事業者は、本法への対応だけではなく、今後の経済安全保障法制の展開について注視していく必要もあるでしょう。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

¹⁴ 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2022」(2022年6月7日)22-23頁<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2022/2022_basicpolicies_ja.pdf>。

¹⁵ 諸外国との共同研究等を推進するために、安全保障に関わる重要な技術情報などを取り扱う個人の適性を評価し、情報にアクセスできる資格を与える制度をいいます。

¹⁶ 衆議院内閣委員会「第208回国会閣法第37号附帯決議」(2022年4月6日)<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/naikakuC3BFA6BC104C36E34925881D0026D8B0.htm>。